

平成19年  
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会  
第1回定例会

平成19年8月27日

平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録  
平成19年8月27日(月曜日)

○議事日程・場所

平成19年8月27日 午後2時 開議

於：ナビオス横浜「カナル」

日程第1. 広域連合長あいさつ

日程第2. 仮議席の指定

日程第3. 選挙第4号 議長の選挙について

日程第4. 議席の指定

日程第5. 会議録署名議員の指名

日程第6. 会期の決定

日程第7. 一般質問

日程第8. 議員提出議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について

日程第9. 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について

日程第10. 議案第17号 神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成について

日程第11. 認定第1号 平成18年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第12. 同意第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

日程第13. 報告第1号 平成18年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○本日の付議事件

日程第1～13 議事日程に同じ

日程第14(追加) 閉会中継続審査

○出席議員(20人)

1 番	大	島	明	1 1 番	佐	藤	茂
2 番	立	野	秋	1 2 番	畑	野	雄
3 番	志	村	勝	1 3 番	松	本	研
4 番	稻	垣	稔	1 4 番	高	梨	嘉
5 番	山	原	一	1 5 番	中	島	五
6 番	大	野	一	1 6 番	大	滝	雄
7 番	関	戸	一	1 7 番	内	田	雄
8 番	青	木	喜	1 8 番	山	下	薫
9 番	青		茂	1 9 番	吉	岡	江
10 番	林		茂	2 0 番	塚	本	紀
		千				鎮	
		栄				晃	
		眞				憲	
		順				正	
		克				重	
						和	
						昌	

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

広域連合長	石	渡	德	一
副広域連合長	島	村	俊	介
事務局長	大	森	寿	雄
事務局次長	相	川	吉	稔
会計担当課長	諏	佐		則
高齢者医療担当課長				
兼財務担当課長	高	田	邦	夫
高齢者医療担当課長	榎	本		操
電算担当課長	田	口	利	夫

○職務のため出席した者

書記長	齋	藤	慶	彦	書記	安	達	友	彦
書記	白	川	憲	一	書記	高	野	隆	裕
書記	鳥	羽	純	子	書記	桑	原	久	子

午後 2時00分開会

○副議長（林茂君） ただいまの出席議員は20名でございます。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、3ページの議事日程表のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

---

○副議長（林茂君） 日程第1「広域連合長あいさつ」を行います。

広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。石渡広域連合長。

○広域連合長（石渡徳一君） 皆さん、こんにちは。広域連合長の石渡でございます。

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、広域連合議会の平成19年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変にご多忙中、またお暑い中ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は、去る5月24日に広域連合長に就任をさせていただきました。全国的にも多数の被保険者を抱えることになる、この神奈川県の広域連合長の任に当たりますことは光栄でありますとともに、その責任の重大さを痛感をいたしておるところでございます。

6月12日に副広域連合長となられました島村松田町長さん、また、本日、所用によりまして欠席をさせていただいておりますが、同じく副広域連合長の中田横浜市長さんと力をあわせて、広域連合の円滑な業務運営に努めてまいり所存でございます。皆様方におかれましては、さらなるご支援、またご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

本広域連合も、本年1月11日の発足以来、議員の皆様方の格別のご支援と、また住民の皆様方のご理解をいただきながら、後期高齢者医療事務の円滑な実施のために鋭意準備を進めさせていただいております。今後5年間の本広域連合の行う後期高齢者医療制度の進め方を定める広域計画も、住民の方々のご参加を得て、5月に県民の方々にパブリック・コメントを実施をさせていただき、ご意見を伺ってきたところでございます。

本日の定例会におきましては、本広域連合の基本計画とも言うべき広域計画の作成にかかわる議案、平成18年度一般会計歳入歳出決算など、重要な議案を提出させていただいております。各議案の内容につきましては後ほどご説明をさせていただきますが、何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、冒頭、ごあいさつにかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

---

○副議長（林茂君） これより会議に入ります。

日程第2「仮議席の指定」を行います。

新たに選出された議員の仮議席は、ただいまご着席の席を指定いたします。

---

○副議長（林茂君） 次に、日程第3、選挙第4号「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（林茂君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、私から指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（林茂君） ご異議なしと認めます。よって、私から指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の議長に、佐藤茂議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました佐藤茂議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（林茂君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐藤茂議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

それでは、議長からごあいさつをいただきたいと思います。

○議長（佐藤茂君） 皆さん、こんにちは。

ただいまご推挙いただきまして、議長という要職につかせていただくこととなりました佐藤茂でございます。もとより微力ではございますが、皆様方のご協力とご指導を得ながら、この広域連合議会が住民の負託に十分にこたえ、議会の運営を十分円滑に行っていくよう努力をさせていただきます。

どうぞ連合長を初め議員の皆様方のご指導とご協力を心からお願いを申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。

○副議長（林茂君） ありがとうございます。

それでは、議長と交代いたします。

（副議長 林茂君 議長席退席）

（議長 佐藤茂君 議長席へ移動）

---

○議長（佐藤茂君） それでは、日程第4「議席の指定」を行います。

新たに選出された議員の議席について、会議規則第3条第2項の規定により、本日議場配付いたしました議席表のとおり私から指定をいたします。

---

○議長（佐藤茂君） 次に、日程第5「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、青木克喜議員及び吉岡和江議員を指名いたします。

---

○議長（佐藤茂君） 次に、日程第6「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤茂君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

○議長（佐藤茂君） 次に、議事日程にはございませんが、本日議場配付いたしました「例月現金出納検査の結果について」のとおり、平成19年1月から6月分の例月現金出納検査が実施され、その結果について議長あて報告がありましたので、私からご報告を申し上げます。

---

○議長（佐藤茂君） 次に、日程第7「一般質問」を行います。

一般質問は既に通告されておりますので、本日議場配付いたしました一般質問発言通告表の順序に従い、自席にて発言をお願いいたします。

また、質問、答弁とも簡明にさせていただき、進行を図りたいと思いますので、ご了承の上、ご協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

吉岡和江議員の発言を求めます。吉岡議員。

○19番議員（吉岡和江君） 座ったままで失礼させていただきます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

第5ブロックから選出されております鎌倉市の吉岡でございます。

まず第1に、保険料の決め方について質問いたします。

後期高齢者医療制度は、すべての75歳以上の高齢者が保険料を個人単位で負担するもので、今まで扶養家族で保険料を支払わずに済んだ高齢者も支払うわけです。制度発足時には費用の1割を高齢者の保険料で賄いますが、今後、高齢者が増加するに従ってその割合も引き上げられるとともに、医療給付費がふえれば保険料がふえるという仕組みが導入されたことも問題だと思っております。

また、政府試算では平均月6,200円としていましたが、実際には健康診断などの保健事業や事務費、葬祭費なども含まれると増大することを厚生労働省も否定しませんでした。高齢世帯

の4割は生活保護基準を下回っており、88.7%が年収400万円以下です。国保料では、保険料軽減のために一般会計から繰り入れるなどの取り組みをしていますが、後期高齢者の財源は、保険料や国庫負担金、都道府県負担金、市町村の補助金などを繰り入れることも可能な仕組みになっております。

日本医師会は07年2月、後期高齢者医療制度についての日本医師会の考え方を発表しました。その中で「70歳以上では、疾病の発症率、受療率、医療費、とくに入院が急速に高まり、保険原理は機能しにくい。したがって保障原理で運営し、公費負担割合を9割に引き上げる」ことを提案いたしました。

国に対して公費負担の引き上げを求めていくと同時に、都道府県等が一般財源から補助金を手厚く繰り入れるなどして、高齢者の保険料の抑制に努めるように求めます。答弁を願います。

第2に、診療報酬について伺います。

後期高齢者医療制度は、そもそも高齢者の医療費がふえているから減らそう、高齢者の負担を重くしようと始められた制度であります。医療機関に支払われる診療報酬も、後期高齢者の心身の特性にふさわしい診療報酬に基づいて実施されるとしており、包括定額制度を検討し、保険で受けられる医療に制限をつけようとしております。

高齢者に手厚い医療をする病院ほど持ち出しとなり、経営が悪化するようになります。高齢者は病院から追い出されるなど、高齢者差別医療が発生することになるのではないのでしょうか。差別医療につながる包括医療、定額医療報酬制度を導入しないよう国に求めていくべきだと考えますが、答弁願います。

第3に、健康診査について伺います。

老人保健法が来年4月から廃止され、各保険者による40歳から74歳までの特定検診、保健指導が行われます。老人保健法では健康の保持を明記されていましたが、高齢者の医療の確保に関する法律では医療費の適正化が書かれ、健康の保持が削除され、健康診査が努力規定になりました。75歳以上の高齢者の健康診査等は、後期高齢者広域連合が行うわけですが、市町村によって検診項目や検診のやり方がさまざまです。具体的にはどのように実施されるのか。希望する高齢者には検診の機会が保障されるよう、検診料も含め、今までどおり無料にするなどの措置を求めます。見解を伺います。

第4に、市民にわかりやすいものにするための取り組みについて伺います。

広域連合は、市民にとって遠い存在、わかりにくい組織であります。少なくとも千葉で実施しているように、市民代表である委員、全市町村から最低1名の議員を選出すること、また、高齢者など当事者、学識経験者など国民健康保険運営協議会と同じような協議会の設置、公聴会の実施など、市民に少しでもわかるようにすべきであります。

私は第5ブロックから選出されていますが、あとの3自治体からは議員が出ていません。「広域連合で何が審議され、問題になっているのか皆目わからない」と言われました。14町村自治体があるのに、議員はたった2名であります。当然、広域連合議会等の報告は、各自治体

議会に必ずすべきであると思います。必要な規約改正等を行い、市民に少しでもわかりやすい組織をと思いますが、見解を伺います。

以上4点について質問いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤茂君） それでは、吉岡議員から4項目の質問がございましたが、大森事務局長の方からご答弁をお願いいたします。

○事務局長（大森寿雄君） それでは、吉岡議員からの質問にお答えいたします。

1点目でございますが、後期高齢者医療制度における保険料の決め方についてでございますが、保険料につきましては、国が示す基準に従いまして、広域連合の条例で定める保険料率等に基づき所得に応じて算定するものでございます。今後、各市町村の医療給付費や被保険者の所得状況などを踏まえながら保険料を算定してまいります。

次に、診療報酬の改定についてでございますが、後期高齢者医療制度の創設に当たりましては、後期高齢者の心身の特性等にふさわしい医療が提供できるよう、新たな診療報酬体系の構築に向けまして、現在、国において検討が進められているところでございます。今後とも国の動向を見守ってまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者の健康診査についてでございますが、生活習慣病で医療機関を受診していないなどの高齢者に対して、身近な地域で健康診査の機会を提供できるよう、今後、市町村と協議、検討してまいりたいと考えております。

4点目でございますが、高齢者等の意見を反映する仕組みについてでございますが、これまでも広域計画のパブリック・コメントを実施したほか、関係団体への説明会等においてご意見を寄せていただいているところでございます。今後、国の政省令が公布される見込みの9月以降に、さらに広域連合と市町村が連携を図りながら、計画的かつ集中的に住民向けの広報、制度周知に取り組むとともに、あわせて制度運営に関しまして市町村の国民健康保険、介護保険の運営協議会や地域の住民説明会等のさまざまな機会を通じまして、高齢者等のご意見を幅広く伺ってまいりたいと考えております。

4点、以上でございます。

○議長（佐藤茂君） 吉岡議員。

○19番議員（吉岡和江君） ありがとうございます。

詳しくはまた、時間もございませんが、保険料が、高齢者の負担が結果的には重くなっていく仕組みだと思います。

国民健康保険の場合には一般会計からの繰り入れが、市町村ですからすぐできるわけですが、広域連合の場合には、確かに財源を持っていないという問題はございますが、補助金としてやれるという仕組みは、私はあるのではないかと。そういう点では、高齢者の実態に合ったものにしていただきたいと思います。強く思います。

それと、市民に少しでもわかりやすいという点では、やはり本来ならば私たち一人一人、市民代表である議員が市町村から最低でも1名は出るというのは、やはり大切だと思っております。



す。それともう一つは、それぞれの議会に対して、やはりきちっと説明を義務化するように規約改正なりしていただきたいというふうに思いますが、その点だけお願いいたします。

○議長（佐藤茂君） 大森事務局長。

○事務局長（大森寿雄君） ただいまの質問でございますけれども、議員の数等につきましては今後のいろいろな運営の中で、今のご意見も含めまして調整というか、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤茂君） よろしいですね。

○19番議員（吉岡和江君） 議会への報告について答弁されていません。

○議長（佐藤茂君） 答弁漏れがあるということですか。

○19番議員（吉岡和江君） 各議会にすべてきちっと報告を義務化してほしいということに対して。

○議長（佐藤茂君） そのことについて、大森事務局長、ご答弁お願いします。

○事務局長（大森寿雄君） 各議会への報告の義務化につきましては、各都道府県でもいろいろなご意見等ありまして、神奈川県の大域連合につきましても、その議会への報告の義務化というところにつきましては各県下市町村の首長さんから成ります運営協議会等という中で、いろいろな意見交換とか情報交流という形でやっております。そうした中で、議会へのいわゆる周知の必要性といったようなところも、どういう形があるべきなのか、今後、その辺の課題として受けとめさせていただきたいなというふうに考えております。

○議長（佐藤茂君） それでは、以上で一般質問は終了させていただきます。

---

○議長（佐藤茂君） 次に、日程第8、議員提出議案第3号「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。稲垣稔議員。

○4番議員（稲垣稔君） 稲垣でございます。

本条例の制定に当たりましては、議員20人全員からの提出議案といたしましたので、私からご説明をさせていただきます。

座って説明させていただきたいと思っております。

7ページをご覧くださいと存じますが、地方自治法第109条の2第1項の規定において「普通地方公共団体の議会は、条例で議会運営委員会を置くことができる。」とされておりまして、本会議がその機能を十分果たすことができるよう、広域連合議会に議会運営委員会を設置する必要があると考え、この議案を提出した次第であります。

条例の内容といたしましては、第2条において議会運営委員会を設置することを、第3条では委員の定数を8人とすることを、また、第5条では委員は議長が会議に諮って指名することを、さらに第6条では委員長及び副委員長を置くことなど、委員会の運営等について定めてお

ります。

以上で説明を終わります。よろしくお取り計らいお願いいたします。

○議長（佐藤茂君） 議員全員からの提案ですので、これより採決に移ります。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（佐藤茂君） 次に、日程第9「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題にいたします。

本件は、議会委員会条例第5条の規定により、私から指名をいたします。

お諮りいたします。本日議場配付いたしました名簿のとおり、8人の議員を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤茂君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8人の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

---

○議長（佐藤茂君） 次に、日程第10、議案第17号「神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成について」を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。石渡広域連合長、お願いいたします。

説明が長くなるようですので、着席してご説明をお願いいたします。

○広域連合長（石渡徳一君） それでは、着席のまま失礼申し上げます。

ただいま上程されました議案第17号「神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成について」ご説明申し上げます。

本議案は、広域連合の事務を総合的かつ計画的に行うために、地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき、広域計画を作成するものでございます。

お手元の資料17ページをご覧ください。

第1は、神奈川県後期高齢者医療事務の基本方針でございます。

広域連合と市町村が互いに協調、協力し、後期高齢者医療制度の運営を行います。

第2は、後期高齢者医療制度の沿革・概要でございます。

社会環境が変化し、医療費が増大する中で、将来にわたって医療保険制度を持続可能なものとしていくために、世代間、保険者間の保険料負担の公平化と責任主体の明確化が必要です。後期高齢者の医療費につきましては、保険料のほかに、国、県及び市町村が負担する公費と現役世代からの支援金で負担し、社会全体で支え合い、運営される制度となります。

18ページをご覧ください。

第3は、神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要でございます。

広域連合が、県内すべての市町村が加入する特別地方公共団体であることなどの内容になります。

第4は、後期高齢者医療制度における広域連合及び市町村業務でございます。

被保険者の資格管理や保険料の決定、保険給付などに関することを広域連合が担当し、保険料の徴収や各種申請の受け付けを市町村が担当いたします。

業務の具体的な分担につきましては、19ページの別表に記載してございます。

最後に第5として、広域計画の期間及び改定に関することでございます。

5カ年ごとの見直しを挙げておりますが、これは国及び県が示す医療費適正化計画の改定期間と合致したのになります。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとしております。

以上で提案説明を終わります。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤茂君） 議案第17号について、吉岡和江議員から通告がありましたので、質問を許します。吉岡議員。

○19番議員（吉岡和江君） 座ったままで失礼いたします。

広域連合の計画について、2点について質問させていただきます。

1点目は、別表のところに、広域連合の事務、被保険者の資格管理に関する事務の中で短期証等の発行についてが書いてございます。これにつきまして、この後期高齢者医療制度は1万5,000円以上の年金受給者は年金から天引き、それ以外の方が普通徴収ということで、ご自分で払う制度でございます。今、短期証の交付ということは、滞納者に対しての扱いだと思いますけれども、やはり長い間、社会貢献されてこられた高齢者がいろいろな面で心配なく、医療を受けられずに健康悪化を起こすことにならないように、保険証を出さないということにしないようにしなければいけないと思っております。

3月議会の私の質問に対して「保険料負担の公平性の観点から、資格証明書等を交付することも考える」と。「短期証等の発行」とありますけれども、具体的には、この短期証、資格証の発行はどのような角度でされるのか、どういう場合に発行されるのか伺いたいと思います。

また、特別の事情がある場合には発行しないと言っておりますが、厚生労働省が示されました8月6日の政省令の告示案の中にも幾つか特別な事由というのが書いてございますけれども、その中の第5、「1から4に類する事情があったとき」というのがありますが、この「特別な事情」というところが非常に大事な点になってくると思います。その点での考え方も伺いたいと思います。

もう一点は、17ページの下のところ「低所得者や被用者保険の被扶養者に対して保険料の軽減措置を行います」とございますが、やはり3月の議会でも質問させていただきました。そのときに保険料の低所得者減免制度を設けるように行った質問に対して「今後、運営協議会等を通じ、市町村と協議、検討する」と答弁されております。どのようになったのか、この計画の中にありますのは法定減免のことを指すのか、それとも広域連合独自減免を行うと理解して

よろしいのか、その点についても伺いたいと思います。

○議長（佐藤茂君） 大森事務局長。

○事務局長（大森寿雄君） 吉岡議員の2点の質問にお答えさせていただきます。

1点目でございますが、保険料滞納者への資格証明書または短期証の交付についてでございますが、高齢者の医療の確保に関する法律においては、滞納が一定期間継続している滞納者で特別な事情があると認められる場合を除きまして、被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書を交付することとされております。

被保険者資格証明書及び短期被保険者証の取り扱いにつきましては、今後、示される政省令等や保険料負担の公平性の観点を踏まえまして、各市町村と協議・検討してまいりたいと考えてございます。

次に、低所得者等に対する独自の保険料減免についてでございますが、保険料の減免につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律において、広域連合の条例で定めることとされております。

低所得者等への法定の保険料軽減のほか、災害や所得減少等の特別な理由のある者に対して保険料を減免することを検討しております。詳細な内容につきましては、今後、国から示される政省令、他の都道府県の広域連合の動向等も踏まえまして、各市町村と協議、検討してまいります。

2点、以上でございます。

○議長（佐藤茂君） 吉岡議員。

○19番議員（吉岡和江君） ありがとうございます。

今後の検討ということでございますが、今、お話がありました「特別な事情」というところを非常に、やはり大事にさせていただきたい。今までの老人保健法、国保法では、高齢者については保険証は取り上げなかったということでございました。ですから、75歳以上の方たちがいろいろな事情で医療を受けられなくなるということは、本当に長い間、働いてこられた方に対して大変な問題であると思っております。そういう点では、この「特別な事情」のところについては、それぞれの広域連合で決められるわけでございますので、その辺の枠の拡大ということをぜひ検討していただきたい。

実際に事務を行うのは、市町村が行うわけでございますが、そういう点では、この「特別な事情」というところを非常に注視していただきたい。そして結果的には資格証、短期証を発行しないということでやっていただきたいと改めて思いますが、その「特別な事情」の問題については今後の検討ということで、広域連合としても新たなそういう、独自に考えていくということでもよろしいでしょうか。

○議長（佐藤茂君） 大森事務局長。

○事務局長（大森寿雄君） 特別な事情があると認められる場合でございますけれども、5点ばかりでございますけれども、今、吉岡議員が申し述べられましたとおり、各市町村の窓口とい

うところとの関係はございますけれども、この辺につきましては国からさらに詳細に示される政省令、それから我々各構成市町村との話し合いの中で、その辺の状況を踏まえまして協議、検討していくという形で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤茂君） 通告のございました質疑及び討論は以上ですので、これより本件について採決をいたします。

お諮りいたします。本件について賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐藤茂君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（佐藤茂君） 次に、日程第11、認定第1号「平成18年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

説明が長くなるようですので、着席して説明をしていただいて結構です。大森事務局長。

○事務局長（大森寿雄君） それでは、座らせて説明させていただきます。

認定第1号「平成18年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、20ページをご覧いただきたいと思っております。

本件につきましては、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、53ページのとおり審査意見書の提出がございましたので、同条第3項の規定により、議会の認定をいただくため提案するものでございます。

決算の内容につきましてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、22ページをご覧いただきたいと思っております。

平成18年度一般会計歳入歳出決算総括表でございます。

予算現額1億7,467万9,000円に対しまして、収入済額は1億7,468万5,369円、支出済額は1億1,105万5,702円で、差し引き残額は6,362万9,667円でございます。また、事業を翌年度に繰り越したことによる繰越財源が5,884万9,201円ございますので、これを差し引いた翌年度繰越額は478万466円でございます。

次に、主な内容につきましてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、26ページをご覧いただきたいと思っております。

初めに歳入でございますが、1款1項負担金の収入済額は1億7,094万928円で、これは県内35の市町村の事務費負担金でございます。

2款1項預金利子の収入済額は7,085円、2款2項雑入の収入済額は373万7,356円で、これは広域連合の設立準備委員会の精算金を引き継いだものでございます。

次に、歳出でございますが、1款1項議会費の支出済額は86万8,054円で、この主な内容は、

3月23日に開催いたしました第1回臨時会に係るものでございます。

次に、2款1項総務管理費の支出済額は1億1,018万6,888円で、神奈川県後期高齢者医療広域連合が発足した1月から3月末までの3カ月間の、広域連合の運営上、必要な経費でございます。

また、翌年度繰越額5,884万9,201円は、電算システム関係経費で、国の電算システムの仕様が確定しなかったことにより、平成19年度に繰り越して使用させていただくものでございます。

次に、2款2項選挙費と2款3項監査委員費の支出済額380円は、それぞれの委員に旅費を支払ったものでございます。

最後に、3款1項予備費につきましては、執行はございませんでした。

以上、概要をご説明申し上げましたが、既に45ページから51ページにございます主要施策の成果説明書のとおり、多くの成果を上げることができたものと考えております。

なお、53ページから58ページにございます決算審査意見書のとおり、監査委員の審査意見を十分に尊重いたしまして、今後とも効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤茂君） 本件につきましては、質問の通告はございませんでしたので、これより討論に移ります。

吉岡和江議員から通告がありましたので、討論を許します。吉岡和江議員。

○19番議員（吉岡和江君） 座ったままで失礼します。

認定第1号「平成18年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」反対の立場から討論に参加します。

3月の臨時議会で中島議員が申し上げましたとおり、都道府県単位で運営される後期高齢者医療制度は、住民の声がもともと届きにくい制度であります。住民の声が届きにくい制度にどう住民の声を反映させるかが大事な課題であります。

住民要求を反映させるとき、市町村議会の積極的役割、関与の問題、情報公開の徹底が広域連合にはとりわけ重要であることを申し上げてまいりました。

住民の声を反映する上で、第1は、議員定数の問題です。予算では、議員定数が20人であり、神奈川県内33の全自治体から選出されていないことであります。

各自治体の実情はそれぞれ違うわけでして、自治体の住民の声、実情を把握することは大変難しいと思います。特に今年度は、来年から始まる新しい制度である後期高齢者医療制度の保険料の確定、低所得者対策、検診制度、滞納処分のあり方など、住民にとって大きな影響を及ぼす内容を決定する年度であります。住民代表である全市町村の議員の代表が参加していないことは問題であります。全市町村から議員を出すよう改善を求めるものであります。

第2に、自治体の長が参加する運営協議会が設置されました。しかし、当事者である後期高齢者など住民が参加する協議会設置がされないことは、住民の声を反映する場所がありません。

国保や介護のように、被保険者、学識経験者が参加する運営協議会の設置を求めるものであります。

第3に、市町村負担金のあり方についてであります。

広域連合共通経費、10%が均等割であります。小規模市町村にとっては負担が重過ぎる点を指摘し、改善を求めるものです。

以上3点を申し上げまして、反対討論を終わります。

○議長（佐藤茂君） 通告のございました討論は以上ですので、これより本件について採決いたします。

お諮りいたします。本件について賛成の議員の方々の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐藤茂君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

○議長（佐藤茂君） 次に、日程第12、同意第3号「神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、志村勝議員の退席を求めます。

（志村勝議員 退席）

○議長（佐藤茂君） 提出者からの提案理由の説明をお願いいたします。

石渡広域連合長、お願いいたします。

○広域連合長（石渡徳一君） ただいま上程されました同意第3号「神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」ご説明申し上げます。

本日議場配付させていただきました「神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について議会の同意を求めることについて」をご覧ください。

本件は、平成19年3月の第1回臨時会にて選任いたしました監査委員の野村敏行議員が、平成19年5月2日をもちまして議員の任期を満了いたしましたので、広域連合議会議員のうちから選任する後任の監査委員として志村勝議員を選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

志村勝氏の略歴につきましては、履歴書のとおりでございます。人格高潔で豊富な議員経験をお持ちの方でございます。監査委員の適任者と存じます。

選任につきまして、議会のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤茂君） ないようですので、質疑を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤茂君) ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

退席中の志村勝議員の入場を許可します。

(志村勝議員 入場)

○議長(佐藤茂君) ただいま選任同意をいたしました監査委員の志村勝議員から、ごあいさつがございます。志村勝議員。

○3番議員(志村勝君) ただいま議員の皆様のご推薦、そしてご賛同をいただきまして、ありがとうございます。監査委員に選任いただきました志村勝でございます。

地方自治における監査の必要性と重要性を深く認識し、微力ではございますが、誠実で公正な立場から監査委員という職務を全うしていきたいと思っております。

何とぞよろしく皆様方のご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。大変簡単ではございますが、監査委員就任のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長(佐藤茂君) ありがとうございます。

---

○議長(佐藤茂君) 次に、日程第13、報告第1号「平成18年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。大森事務局長。

○事務局長(大森寿雄君) 報告第1号「平成18年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」ご説明申し上げます。

大変恐縮ですが、62ページをご覧ください。

これは地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告するものでございます。

この内容につきましてご説明申し上げますので、64ページをご覧くださいと思います。

2款総務費、1項総務管理費の電算システム関係費でございまして、国の広域連合電算システムの仕様が確定しなかったため、5,884万9,201円を平成19年度に繰り越したものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

---

○議長(佐藤茂君) それでは、ここで暫時休憩をとらせていただきます。

午後 2時49分休憩

午後 3時 5分開議

---



○議長（佐藤茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選の報告がありましたので、齋藤書記に報告をさせます。

○書記（齋藤慶彦君） ご報告いたします。

議会運営委員会委員長稲垣稔議員、副委員長吉岡和江議員。

以上でございます。

○議長（佐藤茂君） ありがとうございます。

---

○議長（佐藤茂君） ただいま議会運営委員会の委員長から、閉会中継続審査の申し出がありました。

この際、本件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

---

○議長（佐藤茂君） それでは、日程第14「閉会中継続審査」を議題といたします。

その件名は、ただいま配付いたしました「議会運営等について」であります。

お諮りいたします。本件につきましては、議会運営委員会の委員長申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件は閉会中継続審査とすることに決定をいたしました。

---

○議長（佐藤茂君） この際、お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤茂君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定をいたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された議案の案件の審議は全部終了いたしました。

---

○議長（佐藤茂君） 最後に、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。石渡広域連合長。

○広域連合長（石渡徳一君） 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今回の定例会におきましては、広域連合が事務を進めていく上で必要な案件につきましてご審議をいただき、いずれも原案どおり議決、認定を賜りましたこと、まずもって御礼申し上げます。

ただいま議決をいただきました広域計画に基づきまして、市町村と連携を図りながら、来年4月からの制度実施に向けた準備に万全を期する所存でございます。議員の皆様方におかれましては、引き続き格段のご指導、ご協力をお願いする次第でございます。

議員の皆様方におかれましては十分健康にご留意くださいますようお願い申し上げます、閉会のあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

---

○議長（佐藤茂君） どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会といたします。

午後 3時 9分閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

副 議 長 林 茂

議 長 佐 藤 茂

議 員 青 木 克 喜

同 吉 岡 和 江